

電話での相談が困難な方からの相談受付窓口について

この相談受付窓口は、電話での相談が困難な方から、法務局が所管する業務に関するご相談についての受付窓口として設置しているものです。

《対象者》

電話での相談が困難な方

《相談受付窓口(相談の種類)》

- 1 情報公開（公文書の閲覧）に関する相談
- 2 公益通報に関する相談
- 3 職員による障害を理由とする差別に関する相談
- 4 公証人押印証明の発行に関する相談
- 5 戸籍・国籍に関する相談
- 6 供託に関する相談
- 7 登記に関する相談
- 8 人権に関する相談

《相談受付の方法》

- 1 相談したい相談の種類（上記《相談受付窓口(相談の種類)》参照）を記載してください。
- 2 お名前と返信先の FAX 番号をお間違えのないよう記載してください。相談を担当する部署から、FAX により連絡をさせていただきます。

《相談受付時間》

月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

《電話での相談が困難な方からの相談受付窓口専用ファクシミリ番号》

FAX番号／ **073-435-2460**（和歌山地方法務局総務課）

《注意事項》

- 1 個人情報の保護のため、第三者に漏れると支障のある個人情報を含む書面は、FAX による誤送信に十分ご注意ください。
- 2 このファクシミリは電話での相談が困難な方からの相談受付専用です。
- 3 上記ファクシミリ番号の無断転載はご遠慮ください。
- 4 このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申請書等は提出できませんのでご注意ください。